

## 那珂市議会原子力安全対策常任委員会記録

開催日時 令和4年2月15日（火）午前10時00分

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 武藤 博光 副委員長 花島 進  
委員 石川 義光 委員 古川 洋一  
委員 笹島 猛 委員 君嶋 寿男

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 事務局長 渡邊 荘一  
次長 横山 明子 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐職以上と発言者）

副市長 谷口 克文 市民生活部長 飛田 良則  
防災課長 玉川 一雄 防災課長補佐 植田 徹也

会議に付した事件

- (1) 広域避難に関する避難先との協議の進捗状況について  
…執行部より報告あり
- (2) 原子力災害時における避難所面積の見直しについて  
…執行部より報告あり

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、ご多用の折、原子力安全対策常任委員会にご参集賜りありがとうございます。

今委員会は、上半期最後の委員会となりまして、執行部のほうから避難関係に対しましての説明がございます。慎重審議をよろしくお願ひしたいと思います。

また、オミクロン株も市内でも結構流行しておりますので、皆様にもご留意のほどお願ひ申し上げます。

開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方におきまして、マスクの着用、また入り口に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。換気のため廊下のドアは開放しております。

会議は公開しており、傍聴可能でございます。また、会議の映像は、庁舎内のテレビに放映しております。

発言の際、必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードをお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより原子

力安全対策常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

まず最初に、議長からのご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

原子力安全対策常任委員会、ご多用のところご参集を賜りまして大変ご苦労さまでございます。

今、委員長からございましたように、この避難所の面積の件での検討ということで、県のほうから打ち出された件についてご審議を賜りたい、こういうふうに思いますので、ひとつずつのないご審議をお願いを申し上げて挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長からのご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めましておはようございます。

委員の皆様におかれましては、原子力安全対策常任委員会のご出席、誠にお疲れさまでございます。

ただいま委員長からもお話がありました新型コロナウイルス感染症についてでございますが、県におきまして国のまん延防止等重点措置が2月20日まで実施されるなど、いまだ収束が見えず油断を許さない状況となっております。

市としましても、市の独自事業など引き続き各種施策を講じ、また3回目のワクチン接種を迅速に進めていくなど、切れ目のない対策を進めてまいりたいと考えております。

本日の会議事件は2件でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

それでは、広域避難に関する避難先との協議の進捗状況について及び原子力災害時における避難所面積の見直しについて、関連がありますので一括して執行部からの説明をお願いいたします。

防災課長 防災課課長の玉川でございます。ほか2名が出席をしております。よろしくをお願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料、広域避難に関する避難先との協議の進捗状況についてをご覧願います。

広域避難に関することにつきましては、昨年第2回定例会の本委員会におきまして、

避難先となる桜川市及び筑西市の避難所の数に変更になったこと、さらに、避難所の指定方法について見直しを含め検討していくことを説明をさせていただきました。

その後、1の協議事項について両市と具体的な協議を進めてまいりました。

1つ目が、避難所指定方法の見直しについて、2つ目が、避難所数を減らす調整について、3つ目が、避難所の割り振りになります。

この協議結果が次の2になります。

(1) 避難所指定方法の見直しについてですが、これまで本市の住民が避難をする避難所につきましては、自治会単位で割り振りをしていました。しかしながら、避難所の数がかかり多くなり、一度に全ての避難所を開設するのは受け入れ側の自治体にもかなり負担になること。さらに、避難者情報の集約にも時間を要することになります。また、避難所となる施設に統廃合や取壊し、建て替えがあった場合には、その都度、割り振りを見直すことになり、市民に混乱を招くことが考えられます。

このようなことにならないよう避難所の指定につきましては、ハブとなる避難中継所兼拠点避難所を設け、そこで順次開設する避難所へ割り振りをする方法に見直したいと考えております。

次に、中段の囲みの中をご覧ください。

新たに設けます中継避難所兼拠点避難所の役割になります。

1つ目、中継避難所兼拠点避難所は、避難先2市の各地区に1か所設け、中継所としての役割と地域内の支援拠点の役割を担います。

なお、筑西市の下館地区につきましては、本市の菅谷地区の避難所となり、避難者数が多いことから3か所設けることとしております。

2つ目、中継避難所兼拠点避難所では、避難者の受付を行い、避難をする施設を案内いたします。また、避難者情報の集約、避難者への情報提供など支援拠点の役割も担います。

なお、中継避難所兼拠点避難所となる施設の選定につきましては、駐車場の広さ、施設内のフロアの広さ、地区内での位置などを考慮し、両市と協議の上、選定をしております。

具体的には、次のアの表のとおり桜川市においては3か所、筑西市においては6か所となります。筑西市の下館地区を除き、地区ごと、合併前の町村単位になりますけれども、それぞれに1か所としております。

次のページのほうをご覧ください。

イ、見直し後の指定方法となる中継避難所兼拠点避難所で避難所割り振り方法のイメージ図となっております。市民の方には避難指示に合わせて中継避難所へ向かっていただき、受付後に案内をされる避難所に移動していただく流れとなります。

具体的な避難の流れを、お手数でも3ページの表の一番下、瓜連地区のほうでご説明をさせていただきます。

瓜連地区に避難指示が出た場合、瓜連地区の住民は自家用車、または一時集合所から避

難バスで国道50号を通りまして、避難退域時検査の記載はございませんけれども、そういったスクリーニング検査を実施した後、桜川市岩瀬地区の中継避難所となる岩瀬体育館のほうに向かっていただきます。到着後は受付を済ませ、右の14の施設の中から指定された避難所へ移動をしていただくことになります。

2ページのほうに戻っていただきまして、(2) 避難所数を減らす調整になります。

昨年の6月の当委員会におきまして、避難所として使用できる施設が104施設確保でき、受入不足のほうが消滅できたことはご報告をさせていただきました。その後、避難所数を95施設に調整をしております。

次の表の一番下の計の欄をご覧ください。

本市の避難者数5万3,585人につきましては、104施設から9施設を減らした95施設で収容することで調整をしております。

収容可能人数につきましては、表の下の米印に記載のとおり、現時点での算出根拠、1人当たり居住面積を2平米で計算をしております。

なお、現在、避難ガイドマップに記載している避難所のほうは60施設となっております。今回の調整により新たに加える35の施設につきましては、3ページ以降の避難元と避難先一覧の表の右から2つ目の避難所欄におきまして、網かけとしております。後ほどご確認のほうをお願いいたします。

次に、(3) 避難所の割り振りになります。

本市8地区の避難先につきましては、これまでの地区割、具体的には神崎地区が主に筑西市の関城地区、額田地区が筑西市の明野地区、菅谷地区が筑西市の下館地区など、この地区割については可能な限り変更せずに調整をしております。また、中継避難所兼拠点避難所単位で避難者を割り振る避難所のほうも定めております。

最後に、3、今後の対応になります。

(1) 新たに避難所として追加した施設の避難スペース、また駐車場の現地確認を引き続き受入側の自治体と行ってまいります。併せまして県有施設や私立高校との避難所開設に関する協議のほうも進めてまいります。

(2) 避難所につきましては、地区ごとに順次開設することになりますので、その開設順番を今後両市と協議していきたいと考えております。

(3) 広域避難に関する感染症対策につきましては、避難所における感染対策のほか、濃厚接触者や体調不良者の避難先などについても今後協議を進めていきたいと考えております。

(4) 避難先施設の統廃合や建て替えに伴う代替え施設の調整を今後進めてまいります。実は近々、桜川市におきまして避難所としている公共施設の建て替え工事が始まります。この間の代替え施設について、現在、協議を進めているところでございます。

(5) 避難所における1人当たりの居住面積につきましては、現在、茨城県が主体とな

り見直し作業を進めているところでございます。1人当たりの居住面積が見直しになれば、避難所の収容可能人数も変わりますので、改めて県、両市との協議及び再調整を進めてまいります。

3ページから6ページにつきましては、あくまで1人当たりの面積の見直し前の現時点での避難元と避難先の一覧になります。後ほど確認のほうをお願いいたします。

広域避難に関する避難先との協議の進捗状況の説明は以上となります。

続きまして、常任委員会資料、原子力災害時における避難所面積の見直しについてご説明のほうをさせていただきます。

先ほども触れさせていただきましたけれども、原子力災害時における1人当たりの避難所面積の見直しにつきましては、現在、茨城県のほうが主体となり進めているところでございます。本日は、その現状を報告させていただきます。

1、見直しの背景でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機といたしまして、災害時における避難所での居住スペースのレイアウト、1人当たりの居住面積の見直し、プライバシーの確保など避難所環境の改善が喫緊の課題となったのが見直しの背景になります。

次に、2、茨城県における見直しの方針になります。

(1) 昨年9月になりますが、茨城県では、感染症対策の専門家や国の意見を基に自然災害時の避難所運営について検討を行いまして、県独自の避難所レイアウトを作成し、避難所運営マニュアルのほうを改定してございます。そのレイアウトでの1人当たりの居住面積は3平米から4.5平米となっております。詳細は最後に説明をさせていただきます。

(2) 原子力災害時の避難所運営につきましては、自然災害と変わらないことから、このレイアウト例を参考に検討を進めることとしております。

(3) 見直しにより1人当たりの居住面積が拡大することになりますので、その後は本市を含むUPZ内14市町村と共に連携をして、県内外の関係自治体と避難所のさらなる追加に向けた協議をしていくこととしております。

(4) 避難所となる施設の一部で滞在に適さない非居住スペースを除外せずに避難所面積を算定した問題につきましては、図面を基に避難所面積の確定作業を進めていくこととしております。

以上が茨城県の見直しの方針となっております。

次に、3、見直し作業の現状になります。

(1) 避難所面積の確定作業ですが、県内の避難先につきましてはおおむね完了し、県外の避難先については現在、確認の作業中ということで聞いております。

(2) 1人当たりの居住面積に係る検討につきましては、パーティションメントなどの感染防止用資機材の確保を含めて検討を進めておりまして、現在はパーティションメントの確保の方法について検討をしていると聞いております。

次のページ、2ページをご覧ください。

4、今後の進め方になります。

1つ目の県外の避難所面積、2つ目の1人当たりの居住面積を確定させ、その後、県内においては避難元、避難先の市町村と共に避難先割り振りの見直し作業を行いまして、県外においては第一の避難先に対し避難元の市町村と共に必要に応じて避難所の追加などの協議を進めていくと聞いております。

次に、茨城県が作成しました避難所レイアウトについて説明をいたします。

参考レイアウトは、例1から例3まで3つほど示されております。

例1につきましては、1人当たりの居住面積が3平米で、避難住民全員分のパーティションコンテンツの確保が前提となっております。参考のレイアウト図につきましては、2ページの下図になります。

次に、例2ですが、1人当たりの居住面積は3.5平米で、避難住民の約6割分のパーティションコンテンツの確保が前提となります。参考のレイアウト図は、3ページの上図になります。

次に、例3ですが、1人当たりの居住面積は4.5平米で、これはパーティションコンテンツを使用しない場合になります。参考のレイアウト図は、3ページの下図になります。

以上が茨城県における避難所面積見直しの現状報告となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

委員長 以上で説明は終わりでございます。

これより質疑に入ります。

質疑等ございますか。

古川委員 (1)の避難先との協議の進捗状況について何点か確認をさせていただきます。

今までは各自治会ごとに、もうどこどこ体育館とかどこどこ学校とかと決まっていたよね。それが先ほどご説明いただいた瓜連地区の例でいいますと、中継避難所である岩瀬体育館に行くと、はい、あなたは次の14施設である、はい、どこどこ小学校です、どこどこ公民館ですとかというふうに割り振られるということですか。いわゆるもう避難所は決まっていないということですね。行って見て、初めて指定されるということですか。

防災課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

古川委員 そうしますとちょっと気がかりなのは、例えば家族で学校に行っている子供がいる、仕事をしている親がいる、一緒に行けないような場合、最初に行った子供たちは、はい、どこどこ小学校です。あとから行った、例えばお父さんがもうそこはいっぱいになっちゃったんであなたはこっち行ってください。別の施設に割り振られる何か心配があるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

防災課長 委員おっしゃるように、そういったことも当然考えられると思います。可能な限り一緒に避難所にはしたいところではあるんですが、避難の状況、かなり混雑することも考

えられますので、まずは私どものほうで指定をする避難所に行っていていただいて、その後、調整ができればとは思っていますけれども、現段階ではちょっと難しいのかなと考えているところです。

古川委員 運営面での課題といますか、非常によく分かるんですけども、ただ、お父さんはこっち行って、お父さんはA施設、お母さんはB施設、子供はC施設なんてなっちゃうとちょっとどうなのかなという心配がありますけれども、調整が利くのであればぜひお願いしたいと思います、それは要望として。

それから、今回、中継避難所兼拠点避難所ということで各地区での、いわゆる近く、例えば避難施設は隣の公民館だけれども、中継施設がその地区の下館地区だったら南中学校でしたっけ、というふうになったので近くなっていいなとは思いますが、前にお話がありましたよね。その中継避難所というんですか、中継所を何か高速道路のサービスエリアに設定するみたいな話、以前ありましたよね。それはなくなったんですか。

防災課長 高速道路のサービスエリアで行うのは、県が行うスクリーニング検査としまして、被ばくがないか、あるかどうかをそこで行うという説明はさせていただいたと思いますが、今回、この中継避難所の考え方というのは、前回、去年の6月に初めてお話しさせていただいた件になります。

古川委員 分かりました。失礼しました。

ただ、そうすると中継避難所ではないけれども、検査を受けるためにはそのサービスエリアなりに立ち寄らなければいけないということになるんですか。

防災課長 高速道路を使って避難する方については、そういったところが検査の場所になります。先ほどの瓜連地区の避難の場合には、県道日立笠間線を通って、国道50号を経由します。その中で旧笠間市役所を経由して、立ち寄っていただいて、必ずそこで避難退域時検査をやっていただいた後、中継避難所のほうに向かっていただくという流れになります。

古川委員 分かりましたが、その検査は必須なわけでしょう。必ず寄っていただかなきゃいけないわけですよね。そうすると、そのサービスエリアのどこにそれを設けるのか分かりませんが、何万人が殺到しますよね、そうすると。その検査を受けるまでに何時間どころか1日以上かかっちゃうんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

防災課長 基本的には段階的避難になりますけれども、那珂市全域が一度にとということも当然考えられると思います。そういったときにどれぐらい時間がかかるかというのは、県のほうでいろいろシミュレーションはしているところであると思うんですけども、今後、我々もそういった訓練を通して、そういった時間的なものもある程度把握して、今後どうすればいいかというのは考えなくてはならないと思っております。

古川委員 分かりましたけれども、例えば那珂インターチェンジから乗って、桜川筑西インターチェンジでしたっけ。そこへ行く間に、じゃ、サービスエリア、パーキングも含めてどれだけあるのかなと。これ那珂市の避難だけじゃないわけですよね、那珂市民だけの、そ

ういう原子力災害なんかがあった場合。その場合に、今ちょっと心配になったどれだけの人がそこに殺到して、検査を受けるのに何時間もかかって、それから中継避難所に行って、受付をし、実際に避難する各施設を指定される。どれだけ時間かかっちゃうのかなど、物すごく心配なので、ちょっとその辺も含めて、やり方は分かったけれども、実際のところは、先ほど避難訓練を今後、通してまた考えていくということなんですけれども、そこがちょっと心配だということだけ一応お伝えしておきます。ありがとうございました。

笹島委員 これはあれですか、各自治会で細かく地区が分かりますよね。そうするとその一時集合所というところにみんな、その一時集合所に一旦集まって、そこで割り振りして、何かの交通手段で高速道路か何かを使って桜川市とか筑西市とかというそういう形ですか。

防災課長 今お話にありました一時集合所ですが、原子力災害時の避難については、まず自家用車で避難をすることをお願いしております。当日、自家用車で避難が難しい方が一時集合所に集まっていただいて、そこで避難バスに乗っていただいて、避難するというような流れになっております。

笹島委員 そうすると今言っていたバスで行かれる方、一時集合所にする方と、あと勝手に自分たちがその桜川市とか筑西市の、ちょっとこれ割り振りしてという一般の市民の人たちはその集まる避難所というのは、分かっているじゃないですか。それは何かこうお知らせして、ずっといつ起こるか分からないこの災害ですか、それをその意識をずっと保てるのかどうかということ、2点をちょっと伺うんですけれども。

防災課長 一時集合所につきましては、市民の皆様こういった原子力ガイドマップというのを以前にお渡ししておりますので、その中では例えば菅谷地区でしたらばどこの小学校とか、そういったものは周知はマップではしているところではございますけれども、今後、このマップのほうも新たに作らなければならないと考えておりますので、このような機会を通して、一時集合所についてもきちんと説明、周知をしていきたいと考えております。

笹島委員 今言っていたこれ机上のプランということで作っているかもしれないですよね、分からないですけれども。

ただ、これ本当にやれるかどうかというのはやってみないと分からないということが現実だと思うんですよね。そうすると、その前に今この避難訓練とか云々、代表者とか云々を集めて、実際にやってみて、スムーズに行って、今度は避難先の今言っていた今度、このスペースで、そこで避難できるかどうかという、いろんなことを模索していかなきゃいけないと思うんですけれども、そういうことも次の段階でやる予定でいるんですか。

防災課長 原子力の防災訓練につきましては、ご承知のとおり昨年11月に初めてやらせていただきました。市内完結型ということで実施をいたしましたけれども、今後は実際に筑西市、桜川市のほうに市民の方にも移動をお願いして、行うような訓練というのを段階的にやっ

ていきたいというふうに考えております。

笹島委員 今言っていた避難計画マップですか、誰もそれいつも手元に置いているわけじゃないし、どこかのところにしまい込んだままになると思うんですよね。いつちょっと配ったか、私も記憶ないんですけれども。そうすると、これから、先ほど言っただけ起るかわからないその災害ですか、明日かもしれない、5年後かもしれないということで、どれだけその市民の人がキープできるかどうかという、絶えずやはり啓発していかなくやいけないというすごく苦労があるわけで。向こうとの避難先とも打合せもしていかなくやいけない、すごく苦労があるわけ、何でも。原発再稼働すればの話ですけれども。

ですから、それに対してどのようにこれからキープしていく、思われるのかちょっと伺いますけれども。

防災課長 やはり訓練的なものというのは、定期的に行いたいというふうに考えておりますので、そのような機会を通じて、まず市民の方には先ほどおっしゃられたそのガイドマップの確認だったりとか、実際の避難の流れだったりとか、そういったものをその都度確認をしていただけるよう、我々のほうもやっつけていかなければならないと考えております。

以上です。

石川委員 この避難所レイアウトの中に出てくるパーテーションテントというのは、通常のパーテーションとはどのように違うんですか。

防災課長 県で、今考えているパーテーションテントというのは確認はしていませんけれども、一般的にはパーテーションというのは四方だけを囲んだもので、テントになりますと、屋根がついているもの、天井があるものかなというふうには認識をしております。

石川委員 そうするとこれは全部県のほうで、県の予算で全部用意するということですか。

防災課長 どういった形でそのパーテーションテントを確保するかというのを今、県のほうで検討していますので、全てを県のほうで用意するのか、それとも手持ちの市町村の分もそれに使うのかというのは確認はまだできていません。

石川委員 毎回ちょっとお伺いするんですが、ここに出ている基本の避難所レイアウトを見ていますと、これはあくまでも健常者をイメージしたものだと思うんですが、障がい者用のスペースというものはこれ全く違う部分で考えておられるんですか。

防災課長 今おっしゃられた方につきましては、筑西市、桜川市とも協議をしております、それぞれ福祉避難所として施設のほうを提供していただけるような形で協議をしております。

石川委員 後日で結構ですが、そういうものが県のほうから発表になりましたら、ぜひ一度参考までに見せていただきたいと思います。

防災課長 福祉避難所の設定につきましては、県ではなくて市町村間でその施設を調整しますので、固まり次第、それはお伝えしたいと考えております。

君嶋委員 ただいまの石川委員からの福祉についてで、福祉避難所を設けるということですね

れども、例でいうと車椅子の方とか障がい者でそういう方が1人では避難はできないですよ。必ず介護をする方、その場合は一緒に同時に避難をその方もできるのか。障がい者だけがその避難所へ移動するのか、その点、ちょっと確認したいんですが。

防災課長 そういった障がいを持つ方、施設に入られている方であれば、施設のほうで避難先のほうに搬送することになります。

在宅の方につきましては、自然災害のほうでは今、避難行動要支援者ということで避難の際に支援をする方というのは決まっております。

この原子力災害につきましては、今度、避難所が近くの避難所ではなくて、筑西市、桜川市になるわけでございますので、そういった支援ができるのか、できないのか。できない場合は、行政のほうでそういった専用の車両を用意するという、そういったプランのほうを今後、地域のほうで進めていく計画になってございます。

君嶋委員 そうすると、在宅の方はその避難する場合に付き添いで家族の方も一緒に移動はできるといことですね。

防災課長 ご家族の方が自家用車をお持ちになっていて、それで一緒に避難をできる方はそういった形でお願いしたいと思います。

君嶋委員 分かりました。

あともう一点、先ほどの避難するときに、万が一、事故が起きて避難をしなきゃならない。段階的に避難をするということですよ。ですから、地区によって段階的に避難が始まった。でも、事故が起きたときに、逆に離れたところでも避難所へもうすぐ移動してしまうという方もないとは限らないですよ。そういう人の対応についてはどのように考えているか、お伺いします。

防災課長 段階的な避難につきましては、先ほどもちょっと訓練の話をさせていただきましたけれども、そういった訓練の中でやはり住民の方には理解をしていただくような取組を進めていかなければならないと感じております。

君嶋委員 その点については、きちんとやはり住民にも説明しておいたほうがよろしいかと思えますね。やはり万が一事故が起きた場合には、誰もが先に避難となった場合に、まだ避難所にそちらの準備もできていないうちから、その場所に避難してしまう可能性もあるかと思うので、その避難の仕方についてはきちんと説明しておいたほうがよろしいかと思えます。

以上です。

古川委員 すみません、ちょっと参考までに教えていただきたいんですけども、原子力の話から話それちゃうんですが、例えば那珂市で水害があって、以前、避難したようなことがありましたよね、体育館とか学校とか、コミュニティセンターとか。そのときも今回のこの県のほうから示される1人当たり何平米とかに準じて、その面積を確保して、こういうレイアウトで今後やるつもりですか。

防災課長 当市においてのその自然災害の対応の避難所運営マニュアルというのうちのほうでも改定しております。感染症対策を十分した中で、パーティションやテントを利用して、ある程度距離を取り、3密にならないようなレイアウトのほうはしております。

古川委員 分かりました。

花島委員 いくつかお聞きしたいと思います。

まず、今段階的避難について君嶋委員から質問あったんですけども、市民によく説明するというのは大事なんですが、説明してもそれに沿ってやれない人が必ず出るんです。

私は、みんなが一斉に逃げるとは思っていないですけども、かといって指示どおり待ってから避難するという方が全てだとは思わないんです。ですから、そういう説明、当市がこうしてほしいというものに沿わないで動く人に対する対応方法も考えておかなきゃいけないと思っています。

それと関連して、今度の場合、避難所がいろいろ分散するので、誰がどこへ行って、そしてどこへ割り振って避難指示したのかというのを把握してなきゃならないと思うんですよ。例えば、家族が一旦はとにかく違う避難所に入らざるを得ないと、これはしようがないとしても、例えばうちの嫁さんはどこに避難したんだと、必ず問合せが来ると思うんですよ。そうすると、非常に大事なのは情報機器ですよ。今で言えばIT機器がちゃんと動く環境、まず電源とかそういうのがあって、なおかつ装置があって、そういうのを把握できるプログラム、今の言い方をすればシステムですか、そういうものは用意されていて、運用もちゃんとできるということが必要だと思います。それは多分まだできていないし、考えてもいないかと思うんで、課題として県レベルで考えなきゃいけないか分からないんですけども。

ちょっと心配なのは、いばらきアマビエちゃんなんかの例でも使い物にならないものを作っちゃうことが結構あるんですよ。銀行なんかでもみずほ銀行なんか何度もトラブっていますよね。だから、そういうことがないように準備して、実際にテストしてみたいなと思います。大分先の話になりますが。

それから、先ほどありました私も懸念するのが、パーティションテントを用意するという計画で、多分面積が非常に足りないから用意せざるを得ない、全員分かどうかは別にして。だけれども、誰がどういうふうに用意して、管理責任はどうなのか。

つまり、ご承知だと思うんですけども、避難所は遠いところですよ。その自治体の避難所というのは、その地区、その自治体の中の通常の災害での避難にも使われるわけで、その原子力災害用として特別用意するというのも一つはありかと思いますが、管理上とても大変ですよ。そうすると、例えば、筑西市なんかでいったら何万人、那珂市から受け入れるためにパーティションを何千と用意するというとなると、ただじゃ済まないわけだし、管理もお金もかかる。それを出資の責任分担をどうするか、管理責任をどうするかというのをよく考えなきゃならないと思います。そういうことも抜かりがないように

やっていただきたいと思います。

そういう細かいこともさることながら、この図で県がこういう方向で動いているというのは大前提なんですけれども、それでもちょっと不安があるんですよね。というのは、この配置を見て、例えば支援物資とか何とかというのはどういうふうに置くんだらうとか。それから、職員なんかがいる場所が必要ですよね。それから、受け付ける場所とか、避難してくる方を。それもちょうと考えて避難所の面積とか、どこにどう何を置くというのを考えているのかというのは心配になってくるんです。

なので、先ほど福祉の話もありましたが、福祉、支援の必要な方、この那珂市の今までの2平方メートルレベルで、いろいろ案で一応この中に入っているんですか、福祉関係の避難所というか。入っていないですよ、きっと。それもこれから考えなきゃいけないということで、課題がたくさんあり過ぎて大変でしょうが、きれいにリストアップして進めていっていただきたいと思います。

一番いいのは、もうとにかくこんなことをやらないで済む状況になるということなんです。私としては東海第二に運転してほしいですけども、運転するとなればこういう準備が必ず必要なので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上。

委員長 あとほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかになければ質疑を終結いたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

これをもちまして原子力安全対策常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会（午前10時43分）

令和4年4月21日

那珂市議会 原子力安全対策常任委員会委員長 武藤 博光